

令和2年小樽市議会第4回定例会

市長提案説明

令和2年第4回定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業のほか、ふれあいパス事業や公の施設の指定管理に係る補正予算案、組織改革に伴う条例案など、市民生活に直接関わるものや本市の施策を進める上で重要な案件を含め提案させていただいております。

初めに、議案第1号から議案第7号までの令和2年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、一般会計において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した市の独自事業の主なものとし、事業完了などに伴い、13事業を減額補正するとともに、これら減額分などを財源として活用し、町内会が行う活動や会館の感染防止対策などに対する支援金を支給する「町内会活動感染防止対策支援事業費補助金」や、冬季の閑散期における観光客の誘客促進策として、宿泊事業者が宿泊客誘客のために行う宿泊料金の割引額の一部を助成する「宿泊施設誘客促進追加事業費補助金」などを計上いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対応に係る消防体制の整備として、感染防止衣の下に着用できる機動性の高い防寒衣を整備する「消防職員感染症対策防寒衣整備事業費」を計上するとともに、救急出動により汚染された資機材等を消毒するため、消防本部の車庫内に消毒室を整備する「感染防止施設整備事業費」などを計上したほか、第2回臨時会において、事業継続の支援として予算措置しました「飲食店支援金支給事業費」、「新型コロナウイルス感染症対応促進事業費」及び「宿泊業事業継続追加支援事業費」につきましては、申請件数の増加などに

に伴い、事業費を増額いたしました。

なお、年度内に完了しない見込みである事業につきましては、所要の経費を繰越明許費として計上いたしました。

そのほかの事業の主なものとしましては、聴覚に障がいのある方がテレビ電話等を利用し、市の専任手話通訳者に手話で問合せができるサービスを実施する「遠隔手話サービス環境整備事業費」を計上したほか、ふるさと納税の寄附見込金額及び件数の増加に対応するため、「ふるさと納税関係経費」の増額や、今後のクラスター発生等に備えるため、感染症の入院患者の医療費を公費負担する「新型コロナウイルス感染症対策事業費」など、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、令和3年度予定の組織改革に伴う建設部や教育委員会などの移転に合わせて、本庁舎と外局庁舎を結ぶ内線電話をアナログ回線から光回線に改修する「外局内線電話通信設備改修事業費」を計上したほか、令和3年4月からバス利用に係る制度変更を予定している「ふれあいパス事業費」や、「臨時市道整備事業費」、「スクールバス運行経費」、「水泳教室開催経費」を計上いたしました。

また、指定管理者による管理代行業務等につきましても、身体障害者福祉センターや銭函市民センターなど5件について、債務負担行為により計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、2億61万7,000円の増となり、財政規模は、739億4,766万2,000円となりました。

次に、議案第2号から議案第4号までの特別会計の補正予算について説明申し上げます。

議案第2号の住宅事業特別会計につきましては、債務負担行為として、市営住宅の管理代行業務等に係る経費を計上したほか、町内会館などとして利用されている市営住宅の集会所や会館を対象に、感染防止対策などに対する支援金を支給する「市営住宅集会所感染防止対策支援事業費補助金」を計上いたしました。

議案第3号の介護保険事業特別会計につきましては、令和3年度予定の介護報酬改定等に対応するための「介護保険事務処理システム改修事業費」などを計上

いたしました。

議案第4号の後期高齢者医療事業特別会計につきましては、令和3年1月1日から適用される税制改正に対応するため、「後期高齢者医療システム改修事業費」を計上いたしました。

次に、議案第5号から議案第7号までの企業会計の補正予算について説明申し上げます。

議案第5号の病院事業会計につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、患者数が大幅に減少していることから、入院・外来収益、給与費や材料費などの決算見込額を精査し、所要の補正を計上するとともに、資金不足額の拡大に対応するため、資金手当として「特別減収対策企業債」を計上いたしました。

そのほか、北海道の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用し、医療従事者への宿泊施設確保に係る経費などを計上いたしました。

議案第6号の水道事業会計につきましては、工事の早期発注を図るため、「配水管整備事業費」について、債務負担行為により計上いたしました。

議案第7号の下水道事業会計につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による下水道使用料の大幅な減収に対応するため、資金手当として「資本費平準化債」を計上いたしました。

続きまして、議案第8号から議案第22号までについて説明申し上げます。

議案第8号 事務分掌条例の一部を改正する条例案につきましては、福祉部及び医療保険部を廃止し、こども未来部及び福祉保険部を新設するなどの組織改革を行うとともに、関係条例の整備等所要の改正を行うものであります。

議案第9号 山林基金条例の一部を改正する条例案につきましては、北海道新幹線の建設に伴い、奥沢5丁目所在の山林の一部に区分地上権を設定する目的で土地を分筆したことにより、その所在地及び地積を変更するものであります。

議案第10号 教育山林基金条例の一部を改正する条例案につきましては、市町村合併による町名変更に伴い、山林の所在地の表記を変更するものであります。

議案第11号 債権管理条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方

税法の一部改正により、地方税の延滞金等の特例基準割合の見直しが行われたことに準じ、当該割合を規定している条例の整備を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、厚生労働省が定める旅館業及び公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正に伴い、浴室設備の消毒を行う頻度等の衛生管理基準を見直すとともに、公衆浴場における混浴可能な年齢の上限を引き下げるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 道路占用条例の一部を改正する条例案につきましては、第1種電柱等の道路占用料を減額改定するものであります。

議案第14号 火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を拡大するとともに、火災予防上必要となる措置を追加するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 工事請負変更契約につきましては、（仮称）消防署手宮支署新築工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第16号から議案第22号までにつきましては、いずれも、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

鯨御殿につきましては引き続き株式会社小樽水族館公社を、各市営住宅につきましては引き続き協和総合管理株式会社を、事業内職業訓練センターにつきましては引き続き小樽地方職業訓練協会を、銭函市民センターにつきましては引き続き小樽市銭函連合町会を、身体障害者福祉センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽身体障害者福祉協会を、夜間急病センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽市医師会を、各市営住宅の集会所又は会館につきましては引き続き各市営住宅の集会所又は会館の管理委員会を、それぞれ指定するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。